

# 長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例

(令和元年7月16日公布、長野県条例第4号)

## (目的)

第1条 この条例は、主要農作物及び伝統野菜等（以下「主要農作物等」という。）の種子の生産等に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦、大豆及びそばをいう。
- (2) 伝統野菜等 県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種であつて、当該品種の種子の生産を継続する必要があると知事が認めたものをいう。
- (3) 種子管理団体 第6条の規定により知事が指定する団体をいう。
- (4) 種子生産者 主要農作物又は伝統野菜等の種子を生産する者をいう。
- (5) 種子生産関係団体 主要農作物又は伝統野菜等の種子の生産に関係する団体をいう。

## (基本理念)

第3条 主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に行われなければならない。

- 2 主要農作物等の種子の生産は、他の品種との交雑及び種子の流通の国際化により種子の供給が不安定になるおそれがあることに鑑み、優良な種子が消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。
- 3 主要農作物等の種子の生産は、県、種子管理団体、種子生産者及び種子生産関係団体の相互の連携の下に行われなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、種子管理団体、種子生産者及び種子生産関係団体と連携を図るものとする。

## (種子管理団体等の役割)

第5条 種子管理団体は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を行うものとする。

- 2 種子管理団体は、基本理念にのっとり、主要農作物等の種子の保存に努めるものとする。

3 種子生産者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努めるものとする。

4 種子生産関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努めるものとする。

(種子管理団体の指定)

第6条 知事は、第8条並びに第9条第2項及び第3項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を種子管理団体として指定するものとする。

(奨励品種の決定)

第7条 知事は、県内に普及すべき主要農作物として生産を奨励する品種（以下「奨励品種」という。）を決定するものとする。

(種子計画の策定)

第8条 種子管理団体の長は、毎年度、奨励品種の種子の生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を知事と協議して策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 奨励品種の種子の需給の見通し

(2) 奨励品種の種子の生産量

(3) 前2号に掲げるもののほか、奨励品種の種子の生産に関し必要な事項

(主要農作物の原原種、原種及び種子の生産等)

第9条 県は、種子計画に基づき、奨励品種の原種の生産に必要な原原種の生産、調達及び供給を行うものとする。

2 種子管理団体は、種子計画に基づき、奨励品種の種子の生産に必要な原種の生産、調達及び供給を行うものとする。

3 種子管理団体は、種子計画に基づき、奨励品種の種子の調達、需給の調整及び備蓄を行うものとする。

(種子生産ほ場の届出)

第10条 種子生産者(第8条第1項に規定する種子計画に基づき主要農作物の種子を生産する者に限る。次条及び第12条において同じ。)は、奨励品種の種子を生産するほ場(次条第1項各号において「種子生産ほ場」という。)を知事に届け出なければならない。

(ほ場審査及び生産物審査)

第11条 種子生産者は、奨励品種の種子の品質を保つため、次に掲げる審査を受けなければならない。

(1) ほ場審査(種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、生育状況等について知事が行う審査をいう。)

(2) 生産物審査(種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。)

2 前項各号に掲げる審査(以下この条において「審査」という。)は、種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、当該職員に審査を行わせるものとする。

4 審査の基準及び方法は、知事が定める。

5 知事は、審査の結果について、審査証明書を交付するものとする。

(主要農作物の種子の生産に係る支援)

第12条 県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対し、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 県は、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 種子生産者の育成及び確保に関すること。

(2) 奨励品種の採種の技術の継承に関すること。

(3) 奨励品種の種子の生産の体制の整備に関すること。

(伝統野菜等の種子の生産等に係る支援)

第13条 県は、伝統野菜等について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、採種の技術の指導その他の種子の安定的な生産のために必要な施策を講ずるとともに、品種の維持のための種子の保存に対する支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱(平成30年3月30日付け29農技第596号農政部長通知。次項において「基本要綱」という。)の規定に基づき策定されている計画は、第8条第1項の規定により策定された種子計画とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている基本要綱の規定に基づく届出は、第10条の規定による届出とみなす。